

清流文化と変化する地形が織り成す景観

矢部川流域景観計画

概要版

平成21年3月

福岡県

はじめに

筑後地域は、矢部川、筑後川といった河川、広大な筑後平野、耳納連山、有明海などの雄大な自然が、人々の暮らしや歴史とともに、地域固有の悠久の景観を創り出してきました。とりわけ、有明海に注ぐ豊かな水を湛え、中流から上流にかけての大部分が県立自然公園に含まれる矢部川流域には、利水治水はもちろんのこと、生態系、文化、営みなどの様々な点で相互につながりを持つ多様な景観が創り出されてきました。

また、古代からの遺跡も多く、中世から近世にかけての歴史上の舞台にもなってきました。近世には、矢部川が、有馬藩、立花藩の境界域であったことなどから、当時の技術を駆使して築造された橋梁や堰、廻水路などの景観資源が多数残り、先人達が矢部川流域の気候・風土の中で創り出してきた棚田や歴史的なまちなみなどの個性的な景観も、今日まで継承されてきています。

このように、景観は、視覚的な姿形だけではなく、悠久の大地とその上に刻まれてきた人々の営みの歴史、文化を映し出しています。そこに暮らす人々の誇りと愛着が深いほど景観は魅力を増し、訪れる人、移り住む人が増え、地域に活力と交流が生まれます。

こうした考えのもと、福岡県では豊かな景観をもつ矢部川流域において、先駆的に広域の景観づくりを進めており、平成19年には「矢部川流域景観テーマ協定」を締結したところです。

その実現に向け、「景観法」を活用した「矢部川流域景観計画」をここに策定し、実効性のある景観施策を推進していきます。

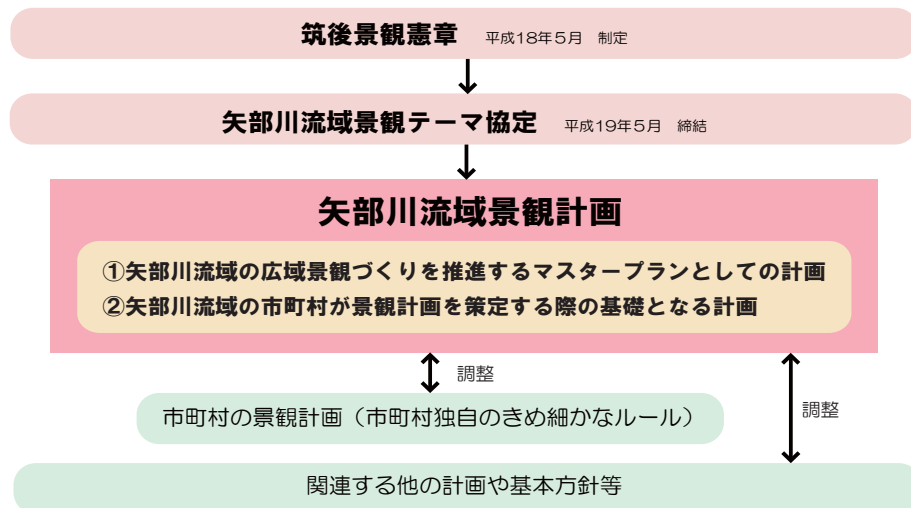
今後はこの計画に基づいて、県、流域市町村、住民、NPO、事業者等が協働し、かけがえのない矢部川流域の景観を流域全体の共有財産として守り育てていきます。



1. 景観計画の目的と役割

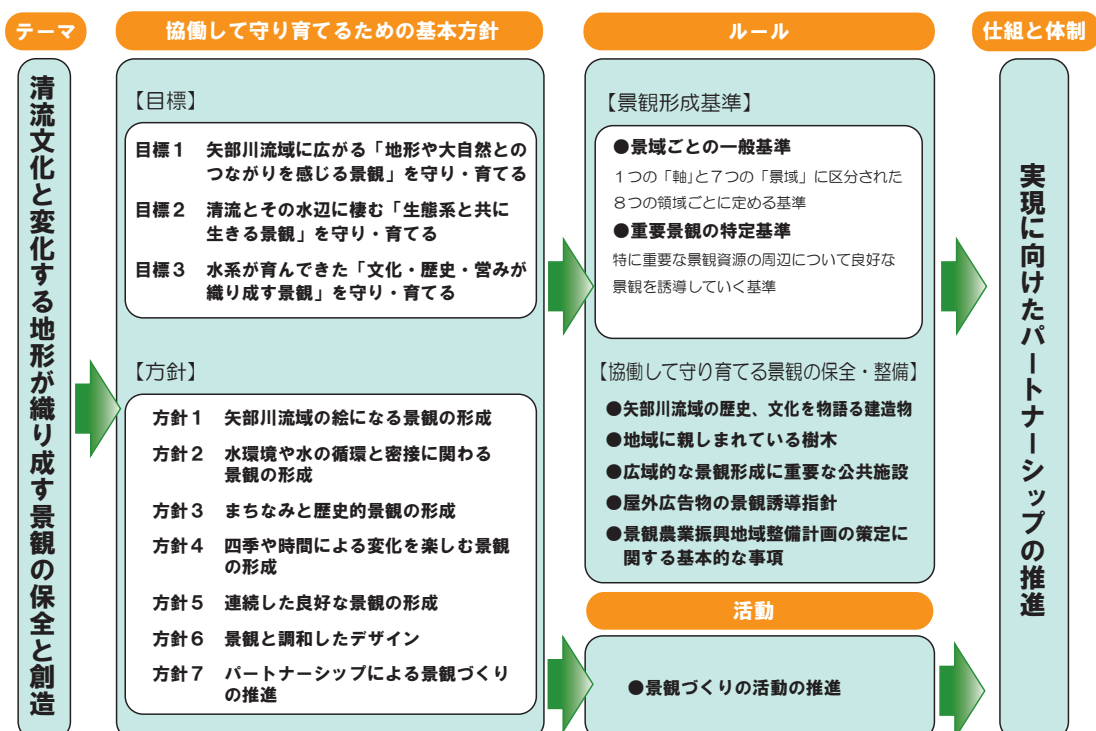
矢部川流域は、山並み、田園、河川、道路等において広域的に連続する景観を共有しており、自然景観や歴史的景観など流域固有の景観を語る上で欠くことのできない景観資源が流域内に多数存在しています。こうした景観を保全形成するために、「矢部川流域景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、市町村の境界を超え相互に連携しながら景観の調和と整合を図ることを目的としています。

また、以下に示すとおり、筑後地域における景観づくりの基本理念である『筑後景観憲章』、流域市町村、県、国の関係機関、地域団体・NPO等が協働して景観づくりに取り組む上での目標、方針等を定めた『矢部川流域景観テーマ協定』に基づいて策定するものです。



2. 景観計画の構成

矢部川流域景観計画は、『矢部川流域景観テーマ協定』のテーマと基本方針（3つの目標と7つの方針）を踏まえ、「ルール」と「活動」を景観づくりの両輪として位置づけ、計画を構成しています。また「ルール」と「活動」を実施し、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政のパートナーシップによる景観づくりを推進するための「仕組みと体制」を定めています。



3. 計画の対象区域

この計画全体の対象区域は、流域の8市町村（柳川市、八女市、筑後市、みやま市、黒木町、立花町、矢部村、星野村）とします。

ただし、景観法に基づく「協働して守り育てるための基本方針」、「景観形成基準」、「協働して守り育てる景観の保全・整備」については、景観行政団体を除く区域とします。



4. 届出が必要な行為

下表に掲げる行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事への届出が必要です。

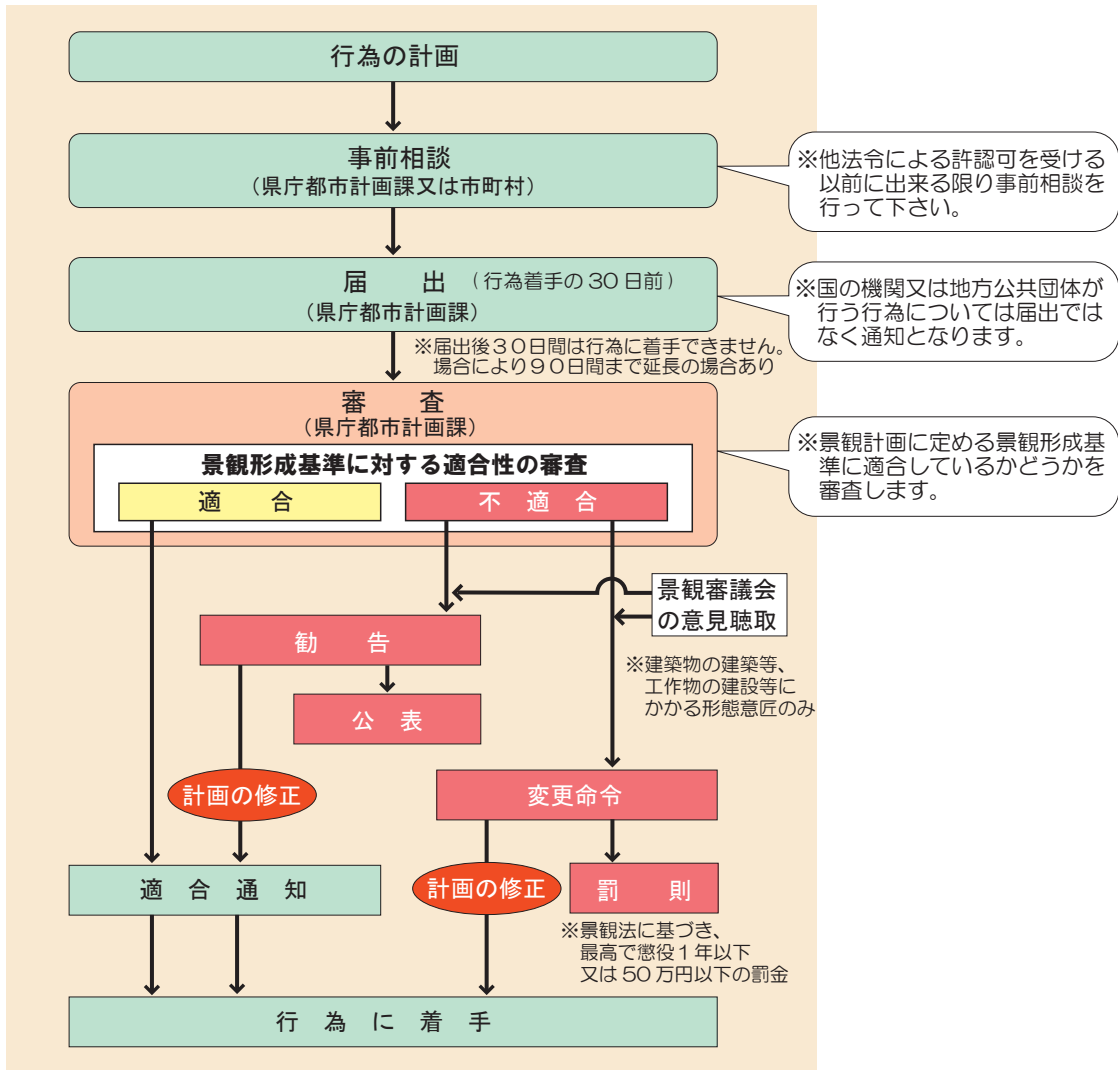
■届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・延床面積 1,000 m ² 以上又は最高高さ 10 m以上 ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等は 500 m ² 以上又は最高高さ10 m以上
(2) 工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、装飾塔、記念塔等 ：高さ10m以上 ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等 ：高さ10 m以上
(3) 都市計画法に基づく開発行為	・区域面積 3,000 m ² 以上
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・区域面積 3,000 m ² 以上
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・届出対象となる建築物および工作物に対して行われるもの

■届出等の対象外となる行為

- ・景観行政団体（八女市、柳川市）の区域でおこなう行為。
- ・屋外広告物の表示又は設置。（ただし、「福岡県屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要。）
- ・文化財保護法の重要伝統的建造物群保存地区内における行為。

5. 届出手続きの流れ



6. 景観形成基準

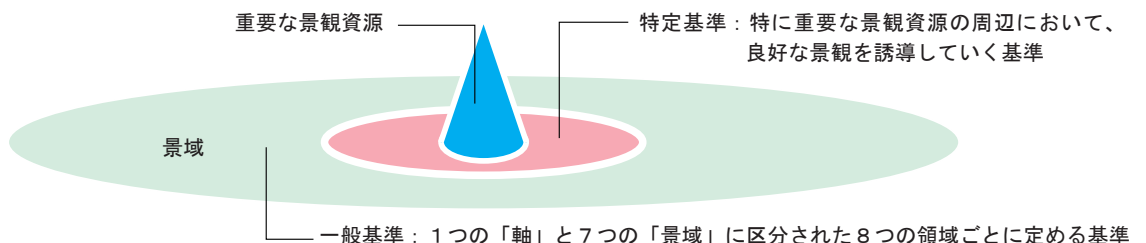
【景観誘導の考え方】

景域ごとに定めた「一般基準」と、重要な景観資源が創り出している景観を守るために定めた「特定基準」の2つの景観形成基準により、流域で行われる建築行為や開発行為等について良好な景観を誘導します。

一般基準とは、同じような景観特性をもつ1つの「軸」と7つの「景域」に区分された8つの領域ごとに定める基準です。面的に定めた景観誘導により、流域全体の景観の向上を図っていきます。

特定基準とは、流域に数多く点在する景観資源の中で、特に重要な景観資源の周辺において、一般基準に加え、良好な景観を誘導していくための基準です。

■景観形成基準のイメージ



景観形成基準 1

7. 景域ごとの一般基準

矢部川流域において、同じような景観特性をもつ地域を「景域」というゾーンとして捉え、「景域」ごとの景観特性と調和するための景観形成基準を「一般基準」として定めます。「景域」は、地形や自然環境、歴史、地域に住む人々の営みと、市町村界を越えた広域的な繋がりなどを考慮して、1つの軸と7つの景域に区分されます。

「一般基準」を守ることにより、流域全体の景観が向上することを目指します。

👉 景域ごとに、建築物・工作物、開発行為や土地の形質の変更等、外観照明・屋外照明等について、右に示すような遵守すべき基準を定めています。

■ 矢部川流域の景域図



① 『河川の軸』

矢部川・星野川の清流に親しむ空間とそこから見るのできる眺望景観や河川沿いの変化に富んだ魅力的な景観を保全・創造します。



② 『山の景域』

山々に広がる自然景観や多くの人々が故郷の思いを抱く原風景を今も残す農山村集落の景観を保全し、将来にわたり美しい景観を継承します。



③ 『谷あいの景域』

歴史的な遺産や地域の伝統文化を継承し、身近に臨む自然景観と共に息づく農山村集落・まちなみ景観を保全・創造します。



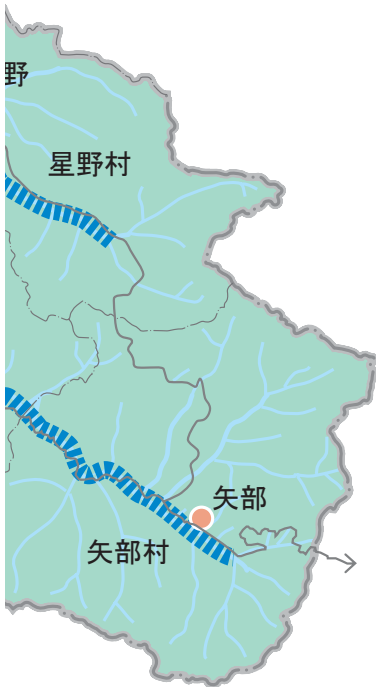
④ 『丘の景域』

丘陵部に広がる自然と調和した田園景観、集落景観、市街地景観を将来にわたり保全します。



【参考】「河川の軸」の一般基準

		河川の軸	
		矢部川・星野川の清流に親しむ空間とそこから見ることのできる眺望景観や河川沿いの変化に富んだ魅力的な景観を保全・創造する。	
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 上流の棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
		壁面の分節	<input type="checkbox"/> 大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。
		設備類	<input type="checkbox"/> 歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。
塀・フェンス		<input type="checkbox"/> 敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。	
	造成、切土・盛土	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。	
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は、設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	



干拓地の景域
 まちなみの景域
 景観行政団体の景域

⑤ 『田園の景域』

筑肥山地等の山並みへの眺望や広がりのある田園景観、落ち着いたあるまちなみ景観を保全・創造し、伝統産業や地域文化と関わり深い景観を継承します。



⑦ 『干拓地の景域』

広がりのある田園景観を保全するとともに、歴史的な干拓の遺構や海岸線を臨む有明海の眺望、流域の営みを育む漁村景観を保全・創造します。



⑥ 『掘割・クリークの景域』

掘割・クリークが創り出す水郷景観を保全・創造すると共に、四季折々に行われる祭や行事が創り出す文化的な景観を継承します。



⑧ 『まちなみの景域』

四季折々に行われる祭り、行事、産業が創り出す文化的な景観を保全し、また中心市街地としての賑わい景観や落ち着いたまちなみ景観を創出します。



8. 重要景観の特定基準

『矢部川流域景観テーマ協定』に位置づけられた「協働して守り育てる景観」は、人々に親しまれ大切にされてきた地域のシンボルであると共に、矢部川流域の貴重な景観資源であり、後世に継承すべき地域資産でもあります。「協働して守り育てる景観」のうち、特に重要な景観について定める『特定基準』を守ることにより、重要景観の保全形成を目指します。

- ☞ 「特定基準」では、見る人が立つ位置（＝視点場）から見られる対象（＝景観構成要素）を見た場合に、その良好な景観を保つための基準を定め、良好な景観形成を誘導していきます。
- ☞ 「特定基準」は、特に重要な景観の周辺で行われる建築物・工作物、開発行為や土地の形質の変更等、外観照明・屋外照明等について、右に示すような遵守すべき基準を定めています。

① 絵になる景観

- ・ 絵になる眺望景観
- ・ 絵になる営みの景観
- ・ 絵になる自然景観



② 水の循環と密接に関わる景観

- ・ 水網の景観
- ・ ホタルの景観



③ まちなみと歴史的景観

- ・ 歴史的まちなみ
- ・ 歴史的建物
- ・ 歴史的構造物
- ・ 樹木



④ 四季の変化を楽しむ景観

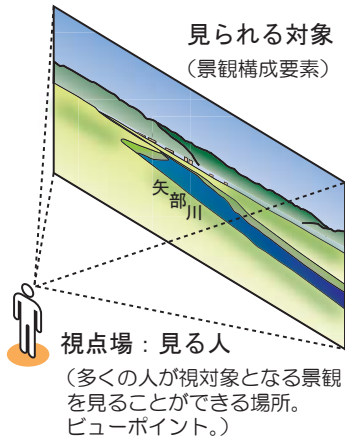
- ・ 祭り・イベント
- ・ 四季の変化



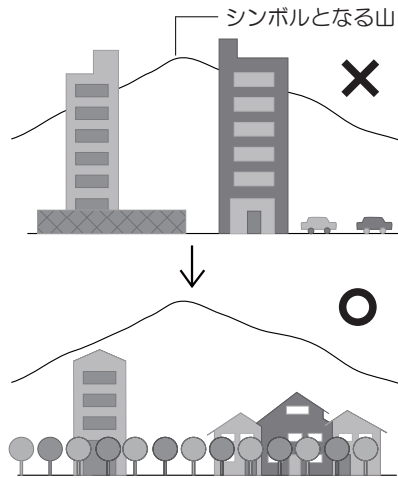
⑤ 連続した景観

- ・ 流域内外をつなぐ主要道路景観
- ・ 矢部川・星野川沿いに連続する景観





【高さや形態意匠に関する基準の例】



【重要景観と視点場の例】

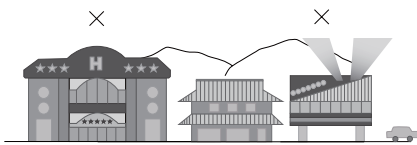


城山公園を望む眺望景観 (黒木町)



視点場：矢部川に架かる桑原橋の歩道上

【形態意匠に関する基準の例】



歴史的な建物の周囲では、歴史的建物と調和するよう高さを抑え、形態・意匠も伝統的な意匠とするよう配慮する。

山への眺望景観を阻害することのないよう、高さを抑えたり、山並みがつくるスカイラインと調和するよう屋根を傾斜させるなど、形態意匠を工夫する。

【参考】「絵になる眺望景観」の特定基準

		絵になる眺望景観	
建築物・工作物	配置・高さ・規模	眺望	□ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。
		地形との調和	□斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。
		大規模工作物	□鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。
	形態・意匠・色彩	景観要素との調和	□全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 □地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。 □俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。
		設備類	□設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。
		色彩	□環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。
外構・緑化等	境界部の緑化	□視点場側の敷地境界部は緑化する。	
	その他	□俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	法面・擁壁	□法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。
		その他	□既存の樹木は、できるだけ保全する。
	土石類の採取	□土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	
外観照明・屋外照明	物件の堆積	□視点場から見える場所に資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	
		□重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	

9. 協働して守り育てる景観の保全・整備

(1) 矢部川流域の歴史、文化を物語る建造物

流域に点在する歴史的な建物や治水・利水の歴史を物語る構造物、地域で育まれてきた伝統芸能や祭事の舞台となっている建造物など、矢部川流域の歴史、文化、自然を物語る上で欠かせない建造物を「景観重要建造物」として指定する際の方針を定めます。この指定方針に基づき、所有者等の意向を確認した上で指定し、地域と共に守り育てていきます。



込野堰（立花町・黒木町）

(2) 地域に親しまれてきた樹木

地域のランドマークとなっている樹木や矢部川の水争いの歴史を物語る樹木など、永い年月の間、集落のシンボルとして成育し、地域住民に親しまれてきた樹木などを「景観重要樹木」として指定する際の方針を定めます。この指定方針に基づき、所有者等の意向を確認した上で指定し、地域と共に守り育てていきます。



千間土居のクスノキ林（立花町）

(3) 広域的な景観形成に重要な公共施設整備

流域全体の景観にとって重要な公共施設である河川、流域内外をつなぐ主な道路、多くの人々が利用し流域のシンボルとなる都市公園を「景観重要公共施設」として指定し、その整備方針を定め、周囲の景観と調和した良好な景観を形成します。



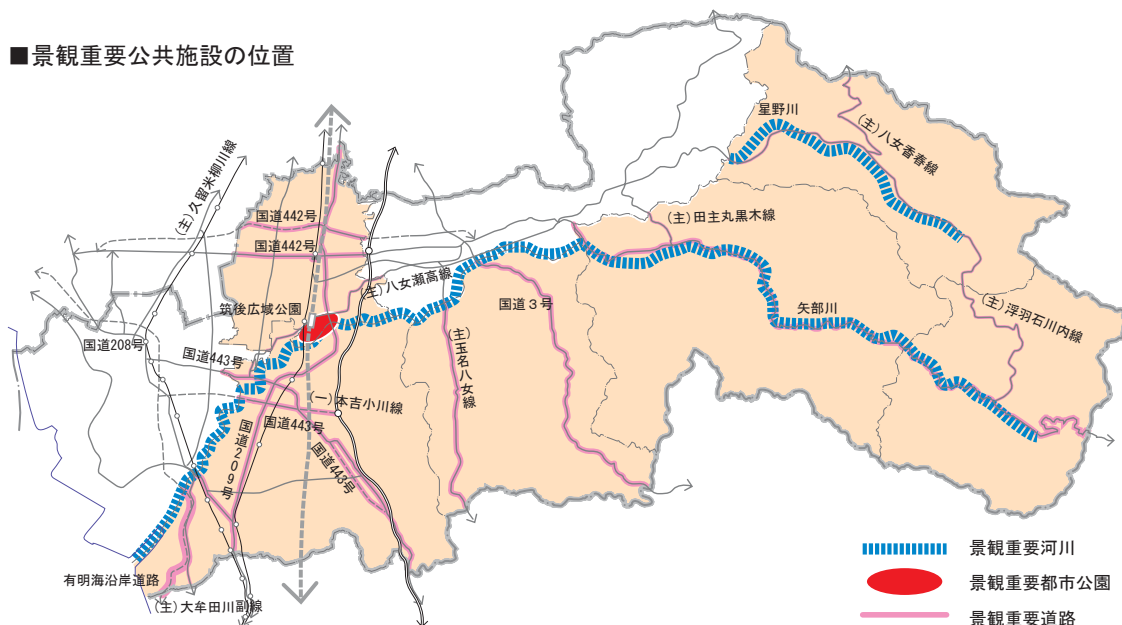
県立筑後広域公園

(4) 屋外広告物の景観誘導方針

矢部川流域の個性的で魅力ある景観を阻害しないために、屋外広告物の表示又は設置に関する「基本方針」と「景観誘導指針」を定め、屋外広告物の景観誘導を行っていきます。なお、屋外広告物の許可に係る位置、面積、高さ、色彩等の基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めます。

(5) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

矢部川流域には、山間部に多く点在する棚田や丘陵部に広がる茶園、中・下流に広がる広大な田園など、魅力的な農業景観が広がっています。特に棚田、井堰、廻水路、茶園、クリーク、沿岸部の干拓地は、重要な景観要素となっています。そうした魅力的な農業景観を保全・整備し、景観と調和のとれた営農条件を確保するため、「景観農業振興地域整備計画」を市町村が策定していく場合には、県は当該市町村を支援していきます。



10. 景観づくりの活動の推進

(1) 景観づくりの啓発・継承活動

より多くの住民や事業者が景観に関心をもち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観づくりに取り組む人が少しずつ増えれば、地域の景観は確実に向上します。そのため、講習会、コンテストなど景観づくりへの関心を高める啓発活動、学校教育や生涯学習と連携した継承活動を進めていきます。



筑後景観コンテスト

(2) 地域マネジメントによる景観づくり活動

行政が主体的に担う規制・誘導方策とともに、地域住民・団体が自ら地域の景観を把握し、それを守る活動も重要です。そこで地域住民主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進します。様々な景観情報をデータベース化し、情報の共有化を図り、これらを災害復旧や地区レベルでの景観づくりにも役立てていきます。



矢部川ゴミいっせい調査

(3) 営みの景観を支える活動

矢部川流域において、農林漁業をはじめとした生業が創り出した「営みの景観」は特徴的な景観のひとつです。これらの景観は、農林漁業や工芸品加工などの伝統産業が日常的に営まれることによって維持されています。そのため、棚田の保全や地場産材のブランド化などをはじめ、グリーンツーリズムなどの都市と農村の交流にも取り組んでいきます。



植林活動

(4) 歴史的景観を支える活動

矢部川流域の遺跡や遺構、歴史的建造物などは、往時の生活や文化、伝統様式を今に伝えるものとして貴重な資産です。これらの歴史的な資産によって形成される景観を後世に継承するとともに、その価値や意味を多くの人々が理解し、活用できるような取り組みを推進します。

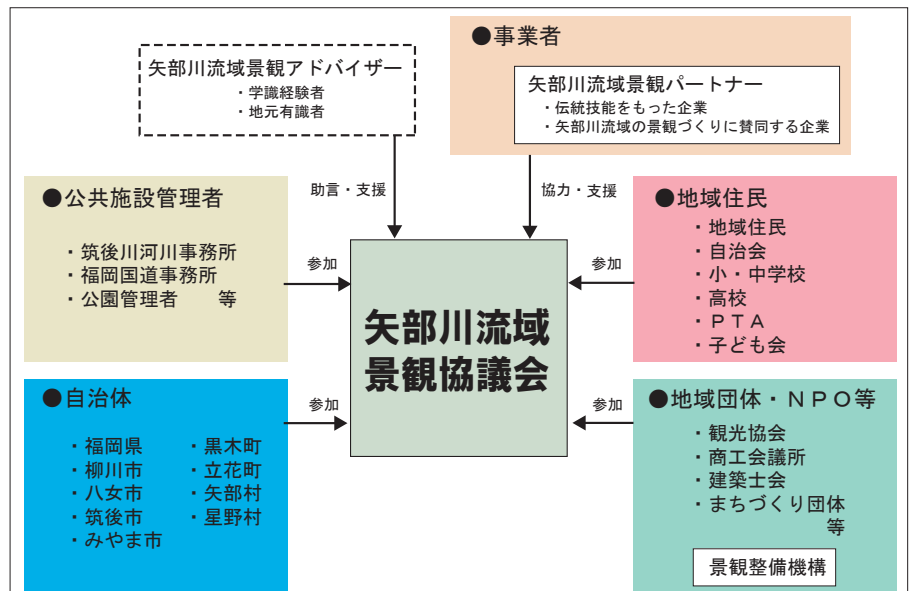


歴史探訪フィールドワーク

11. パートナーシップの推進

良好な景観形成を持続的に推進していくため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれの役割を担うとともに、「矢部川流域景観協議会」において、良好な景観形成に必要な協議を行い、協議が整った事項に基づき実施する仕組みを整えていきます。

■推進体制（案）





策定までの経緯

- 平成 15 年 3 月 ●筑後ネットワーク田園都市圏構想の策定
- 平成 18 年 5 月 ●筑後景観憲章の制定
- 平成 19 年 5 月 ●矢部川流域景観テーマ協定の締結
- 平成 19 年 7 月 ●矢部川流域景観協議会での
～平成 20 年 1 月 ワークショップによる検討（6 回）
- 平成 20 年 5～6 月 ●フィールドワーク・公開討論会の開催（5 回）
- 平成 20 年 8 月 ●矢部川流域景観計画（素案）について
福岡県景観審議会で審議
- 平成 20 年 9 月 1 日 ●意見募集の実施
～ 30 日
- 平成 20 年 11 月 ●矢部川流域景観計画（案）について
福岡県景観審議会で審議
- 平成 21 年 2 月 ●福岡県都市計画審議会の意見聴取
●市町村長の意見聴取
●公共施設管理者の協議・同意
●福岡県美しいまちづくり条例改正の議会付議
- 平成 21 年 3 月 ●景観計画の策定・告示
●福岡県美しいまちづくり条例改正の公布
- （平成 21 年 7 月 ●景観計画・条例の施行）

【問い合わせ】

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL 0922-643-3712 FAX 092-643-3716

E-mail toshi@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/yabegawa-keikan.html>

写真上より、白秋祭（柳川市）、男ノ子焼の里（立花町）、日向神ダム（矢部村）、
南仙橋（黒木町）、八女福島町の町並み（八女市）、広内・上原の棚田（星野村）、
高田濃施山公園（みやま市）、水田天満宮稚児風流（筑後市）